

盛岡広域都市計画南昌地区地区計画（矢巾町決定）

盛岡広域都市計画南昌地区地区計画を次のとおり決定する。

| | | |
|-----------------|-------------|---|
| 名 称 | | 南昌地区地区計画 |
| 位 置 | | 矢巾町大字広宮沢第1地割の一部 |
| 面 積 | | 約3.9ha |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 地区計画の目標 | <p>本地区は、流通・業務を中心とした産業拠点である西部工業団地の西側に隣接し、岩手流通センターから約1.2kmの距離に立地する利便性の高い地区である。</p> <p>流通・業務を中心とした産業拠点として都市機能の集積、既存産業団地と連携する土地利用を誘導するとともに、近隣には南昌台団地が立地しているため、生活環境に配慮した地区を形成することを目標とする。</p> |
| | 土地利用に関する方針 | 近隣の南昌台団地の生活環境に配慮した上で、地区全体を産業の利便を増進するための土地利用とする。 |
| | 地区施設の整備の方針 | |
| | 建築物等の整備の方針 | 近隣の南昌台団地の生活環境に配慮した上で、土地利用の方針に基づく施設整備を実現するため、建築物等の用途の制限を定める。 |
| 地区整備計画 | 地区施設の配置及び規模 | 雨水貯留浸透施設を必要に応じて設置すること。 |
| | 建築物等に関する事項 | <p>本地区に建築することができる建築物は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事務所 2 倉庫（建築基準法（昭和25年法律第201号。次項において同じ。）別表第二（と）項第四号に規定する建築物を除く。） 3 工場（建築基準法別表第二（と）項第二号及び第三号並びに（ぬ）項に規定する建築物を除く。） 4 自動車車庫 5 第1項から第4項に掲げる建築物に附属するもの |
| 備 考 | | |

「地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」